

経営者保証を外すためのポイントとは？

2014年2月1日より運用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」ですが、このガイドラインに基づき経営者の個人保証を外すためのポイントを知っている方はまだまだ多くはありません。

そこで今回は、経営者の個人保証を外すためのポイントをまとめてみたいと思います。

そもそも、銀行はなぜ企業に融資をするときに、経営者に個人保証を求めのでしょうか？

通常、企業への融資は何千万円、何億円にもなりますので、このような金額をまさか経営者が個人的に払いきれるとは銀行もさすがに思っていません。

よく言われるのが「経営への規律づけ」です。中小企業経営者はガバナンスと規律づけの面で問題が多いと思われています。

個人消費が会社の経費として処理されていたり、経営そのものが経営者個人の判断で左右されたりします。

また、中小企業は「赤字になりやすい」「債務超過になりやすい」「スポンサーなどもないため財務悪化からの回復に時間がかかる」などの財務的な弱さを抱えていながら、節税意識が高く納税が大嫌いな経営者が多く、内部留保を充実させようという上場企業の経営者が当り前に持っている感覚を持ち合わせていないと思われています。

「経営者が会社から自由にお金を抜いておきながら会社の負債に対して保証をしないという論理は通用しない」というのが融資している銀行の立場なのです。

このような銀行の考え方、立場を知っておかれると、企業として彼らに信用されるにはどのようにしたらよいか、つまりは経営者の個人保証を外すためのポイントが見えてきます。

銀行に経営者の個人保証をとられているうちは、経営者個人も企業も、心の底からはまだ信用されていないと言えるかもしれません。

【個人保証を外すためのポイント】

以下、4つのポイントについて、簡単に解説させていただきます。

① 法人と経営者の資産・経理が明確に分離されてい

ること → 法人の本社・工場・営業車等の資産については法人所有にすることがポイントです。それが難しい場合は、法人から経営者に適切な賃料をお支払ってください。賃料を相場よりも下げて会社の利益を多く見せかけるような処理がされることがありますが、その利益は銀行からは信用されません。

② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないこと → 会社から経営者への貸付は絶対に行わないことです。銀行は役員貸付金が大嫌いです。既にある場合は、毎月の役員報酬の中から確実に返済を進めてください。

③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断しうること → 節税をし過ぎますと個人保証を外せないばかりか、銀行からの資金調達力も確実に落ちます。たくさん納税し、たくさん内部留保する経営者・企業が銀行は大好きです。

④ 法人から適時適切な財務情報等が提供されていること → 求められてもいないのに毎月報告に行く必要はありませんが、資金繰り表、試算表、銀行取引一覧表など、銀行の求めに応じて適時的確に書類を提出できる体制が求められます。試算表の提出が遅い経営者は、お金の管理も甘く、金遣いも荒いと思われがちです。

【二重徴求が原則禁止に！】

事業承継時に前社長と新社長の両方の個人保証をとることを「二重徴求」と言いますが、政府はこの二重徴求を原則禁止にする方向で動いています。

経営者保証ガイドラインに特則を設けることで、銀行による安易な徴求の見直しを迫ります。

経営者保証は後継者に大きな負担を強いることになり、事業承継を妨げるネックになっているとの指摘が政府や与党内に根強く残っていました。

ガイドライン制定や二重徴求の原則禁止など、国は経営者の個人保証を外しやすい環境を整えようとしてくれています。誰でも利用できる訳ではなく、この環境をフル活用するためには中小企業経営者の財務改善、財務強化への意識改革も求められているのです。